

社会福祉法人栗ノ木会 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗ノ木会(以下「本会」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用代償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、定款に定める理事、監事及び評議員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会及びその他会議、監事監査などに出席したときは、報酬として日額1万円(税引後)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。